

あいちのみどり2025

2021年3月

愛知県

(愛知県緑化基本計画)

目次

第1章 「あいちのみどり2025」の基本的事項	1
1 趣旨	1
2 対象区域	2
3 計画期間	2
【参考】愛知県の緑の現況	3
第2章 緑化推進の基本的方向	4
1 基本的な方向	4
2 新たな視点	4
(1) SDGsの達成への貢献	4
(2) 第70回全国植樹祭の開催理念の継承	6
(3) 新型コロナウイルス感染症の流行によるライフスタイル の変化への対応	7
(4) グリーンインフラの推進	7
第3章 緑化推進の基本施策	8
I 緑豊かなまちづくり	9
① 都市の緑化（公園・緑地、道路等）	9
② 河川・ため池・海岸等の緑化	9
③ 公共施設の緑化	10

③ 公共施設の緑化	10
④ 民有地の緑化	10
Ⅱ 既存の緑の保全活用	11
⑤ 都市の緑の保全・維持管理・活用	11
⑥ 森林・里山の保全・維持管理・活用	12
⑦ 農地の保全・維持管理・活用	13
⑧ 生物多様性の保全	13
Ⅲ 緑を支える人づくり・仕組づくり	14
⑨ 県民への緑化の普及啓発・緑の環境学習の推進	14
⑩ 県民参加による緑づくり	15
⑪ 緑化木等生産支援・緑化技術の向上	15
⑫ 緑化関係団体との連携	16
第4章 緑化関係施策の効果的な推進に向けて	17
(付属資料)	18
事業一覧	19
(参考資料)	33
1 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例(抜すい)	34
2 自然環境保全等基本方針	35

第1章 「あいちのみどり2025」の基本的事項

1 趣旨

戦後の高度経済成長に伴う都市化の進展により、市街地及びその周辺の土地の緑が減少していく中、本県では、自然環境の保全及び県土の緑化を適切に進めるため「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和48年3月30日条例第3号)」(以下「条例」という。)が制定されました。

この条例に基づき、市街地及びその周辺の土地の緑化を推進するため、1974年3月に第1次愛知県緑化基本計画を策定し、これまで第5次「あいちのみどり2020」までの計画を策定してきました。

こうした中、本県は2019年7月に、「SDGs未来都市^(※)」に選定され、全庁を挙げてSDGsの達成に向けた取組を推進しています。

また、2019年6月2日に、本県で第70回全国植樹祭を開催し、「私たちは、木材の利用を山村と都市をつなぐ架け橋とし、健全で活力のある森林づくりと都市づくりを進めていきます。」を開催理念とし、本県の木材利用と森林づくりを広く全国に発信しました。

これらの状況を踏まえ、「あいちのみどり2025」(以下「当計画」という。)は、本県の緑化推進の基本的方向を示すとともに、緑化の推進や緑の保全に関する県の各種計画に基づく様々な施策を体系的に取りまとめ、各局が連携して県土全体の緑化を総合的に推進するための計画とします。

(※) SDGs未来都市

SDGsの理念に沿った基本的・総合的取り組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるもの。



2 対象区域

当計画は、以下のとおり様々な形態の緑がある県内全域を対象とします。

- ・都市公園や街路樹、市街地の緑地などの「都市の緑」
- ・山間地域の「森林の緑」
- ・都市近郊等の「里山の緑」
- ・田畑等の「農地の緑」
- ・海辺、離島の「海岸の緑」 等



3 計画期間

当計画の計画期間は、2021年度から2025年度までの5年間とします。

緑化を取り巻く状況に大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

【参考】愛知県の緑の現況

(1) 森林の緑

愛知県の全土地面積（約 52 万 ha）に対して、森林面積は約 21 万 8 千 ha であり、県土面積に占める森林の面積（森林率）は約 42%です。

森林は主に県土の東側の三河山間地域に分布しています。また、知多半島や渥美半島の丘陵部や、海岸地域にも分布しています。

また、都市近郊や集落周辺にあり、人が利用してきた結果形成・維持されてきた環境である里山も、県内各地に存在しています。



愛知県の土地利用面積(単位:ha)

県土面積		516,991
用途	森林	218,233
	農地	74,900
	原野等	163
	水面・河川等	23,695
	道路	41,262
	宅地・事業場等	97,239
	その他	61,500

※ 2019年度版「土地に関する統計年報」より
(都市計画課資料)

愛知県の森林の分布(林務課資料：緑色が森林区域)

(2) 都市部の緑

本県の都市計画区域では、尾張北東部、名古屋東部丘陵、三河山地の都市計画区域界周辺、西三河と東三河地域の境界部、知多半島及び渥美半島にまとまった樹林地などがあります。市街地が形成されている周辺部には、水田や畑などの分布が見られます。

都市部の緑の現況を表すものとしては、愛知県が 2017 年に行った広域緑地計画基礎調査による都市計画区域内の緑被率^(※1、2)があります。

2016 年の都市計画区域の緑被率は 52.0%となっており、2004 年の 55.3%、2011 年の 53.3%と比べると減少傾向にあります。

(※1) 「緑被」：植物等の緑で覆われた土地の状態。この場合の緑とは、樹林地、竹林、果樹園、草地、水田、畑、水面、裸地の 8 種類。

(※2) 「緑被率」：土地の面積に占める緑被の割合。

第2章 緑化推進の基本的方向

1 基本的な方向

県は、条例第11条により、自然環境を適正に保全し、県土の緑化を推進するための基本方針（以下「自然環境保全等基本方針」という。）を定めています。

本方針において、都市地域を中心とする生活空間に多様で質の高い緑を積極的に創出し、また、身近な緑の保全や活用にあたっては、自然環境に配慮した各種緑化施策を実施するとともに、県民や民間事業者の自主的な行動によって緑化活動が展開される土壌づくりを目指すこととしています。

このため、本方針をもとに、山村から都市まで緑豊かな県土の実現に向け、次の項目を緑化推進の基本的な柱として緑化の推進に取り組みます。

緑豊かなまちづくり

都市（公園・緑地・道路等）、公共施設等の緑の創出に努めます。

既存の緑の保全活用

生物多様性の保全や、都市の緑、森林・里山の保全・活用を図ります。

緑を支える人づくり・仕組づくり

緑を支える人づくり・仕組づくりを進めます。

2 新たな視点

(1) SDGsの達成への貢献

SDGsとは、Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標のことです。社会が抱える問題を解決し、世界全体で2030年を目指して明るい未来を創るため、2015年9月に国連が採択した国際目標です。

SDGsは17のゴールと169のターゲットで構成され、気候変動や格差、健康や教育など、幅広い分野の課題の解決を目指しています。

緑化に関する取組は、このSDGsの目標達成に資するものとしての役割が期待されます。緑が持つ環境保全機能、二酸化炭素の固定、生物多様性の保全、また、緑を介したネットワークや教育などにより、複数の目標の達成に寄与することが可能です。

このため、当計画では、県の各種緑化関係施策を体系的にとりまとめるとともに、これらの施策がSDGsのどの目標達成に資するのかが示し、SDGsが目指す持続可能な社会の実現に向けて、緑化の推進に取り組みます。

○ SDGsの17のゴール（目標）

持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）

開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分なものとして調和させる統合的取組として作成

持続可能な開発目標（SDGs）

2030年を期限とする包括的な17の目標

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ① 貧困をなくそう | ② 飢餓をゼロに |
| ③ すべての人に健康と福祉を | ④ 質の高い教育をみんなに |
| ⑤ ジェンダー平等を実現しよう | ⑥ 安全な水とトイレを世界中に |
| ⑦ エネルギーをみんなに、そしてクリーンに | ⑧ 働きがいも経済成長も |
| ⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう | ⑩ 人や国の不平等をなくそう |
| ⑪ 住み続けられるまちづくりを | ⑫ つくる責任、つかう責任 |
| ⑬ 気候変動に具体的な対策を | ⑭ 海の豊かさを守ろう |
| ⑮ 陸の豊かさも守ろう | ⑯ 平和と公正をすべての人に |
| ⑰ パートナースhipで目標を達成しよう | |

○ SDGsのロゴ



※ 緑化推進と特に関係が深い目標

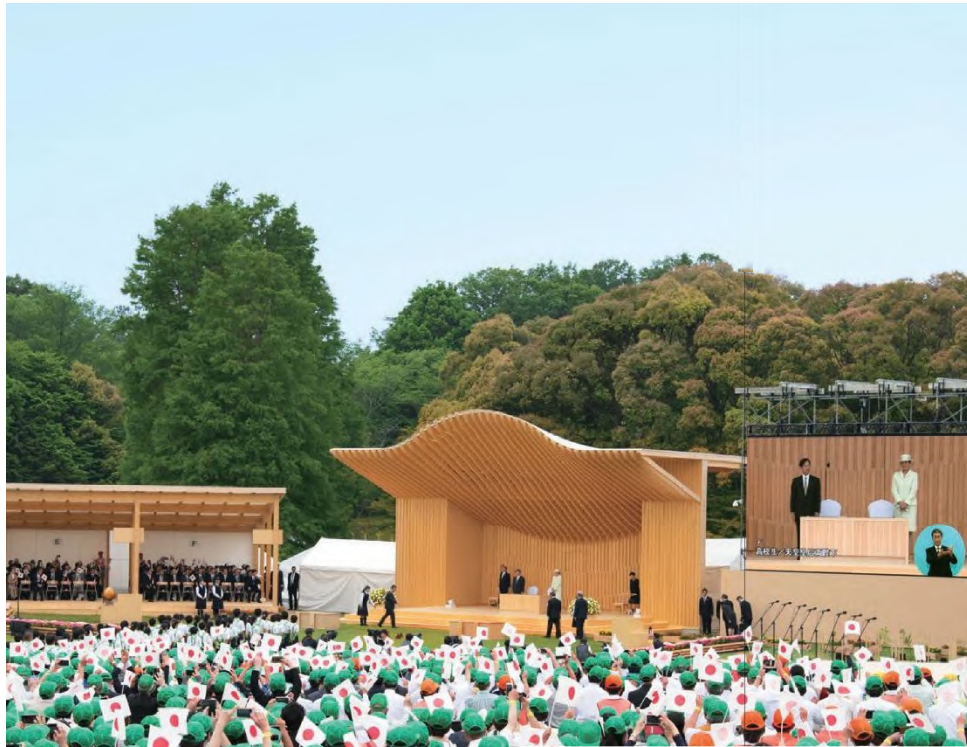


陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る

(2) 第70回全国植樹祭の開催理念の継承

全国植樹祭の開催を契機とした県民の緑化意識の高揚を持続させるため、開催理念「私たちは、木材の利用を山村と都市をつなぐ架け橋とし、健全で活力のある森林づくりと都市づくりを進めていきます。」を将来にわたって、継承していくことが必要です。

このため、健全で活力のある森林づくりと都市づくりにつながる緑の整備・保全や緑を支える人づくりなど、幅広い緑化の推進に取り組みます。



※ 第70回全国植樹祭は、尾張旭市と名古屋守山区に広がる愛知県森林公園を式典会場とし、また、愛知県森林公園、愛知県昭和の森（豊田市）、愛知県森林・林業技術センター（新城市）を植樹会場として開催しました。

(3) 新型コロナウイルス感染症の流行によるライフスタイルの変化への対応

新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、大都市の過密リスクが改めて認識され、今後はゆとりある生活環境への関心や自然志向が高まっていくと考えられます。

感染防止には、密閉・密集・密接の三密を避けることが重要とされています。緑豊かな自然の中や、都市の緑の開放空間は、三密を回避しながら、心身の健康増進を図ることに役立つため、これらの緑の空間の確保を進めていく必要があります。

また、テレワーク等の新しい働き方の広まりにより、自然の中でのサテライトオフィスやワーケーションといったスタイルも注目されています。

これらのことを踏まえ、多様で質の高い緑の保全・創出など、緑化の推進に取り組めます。

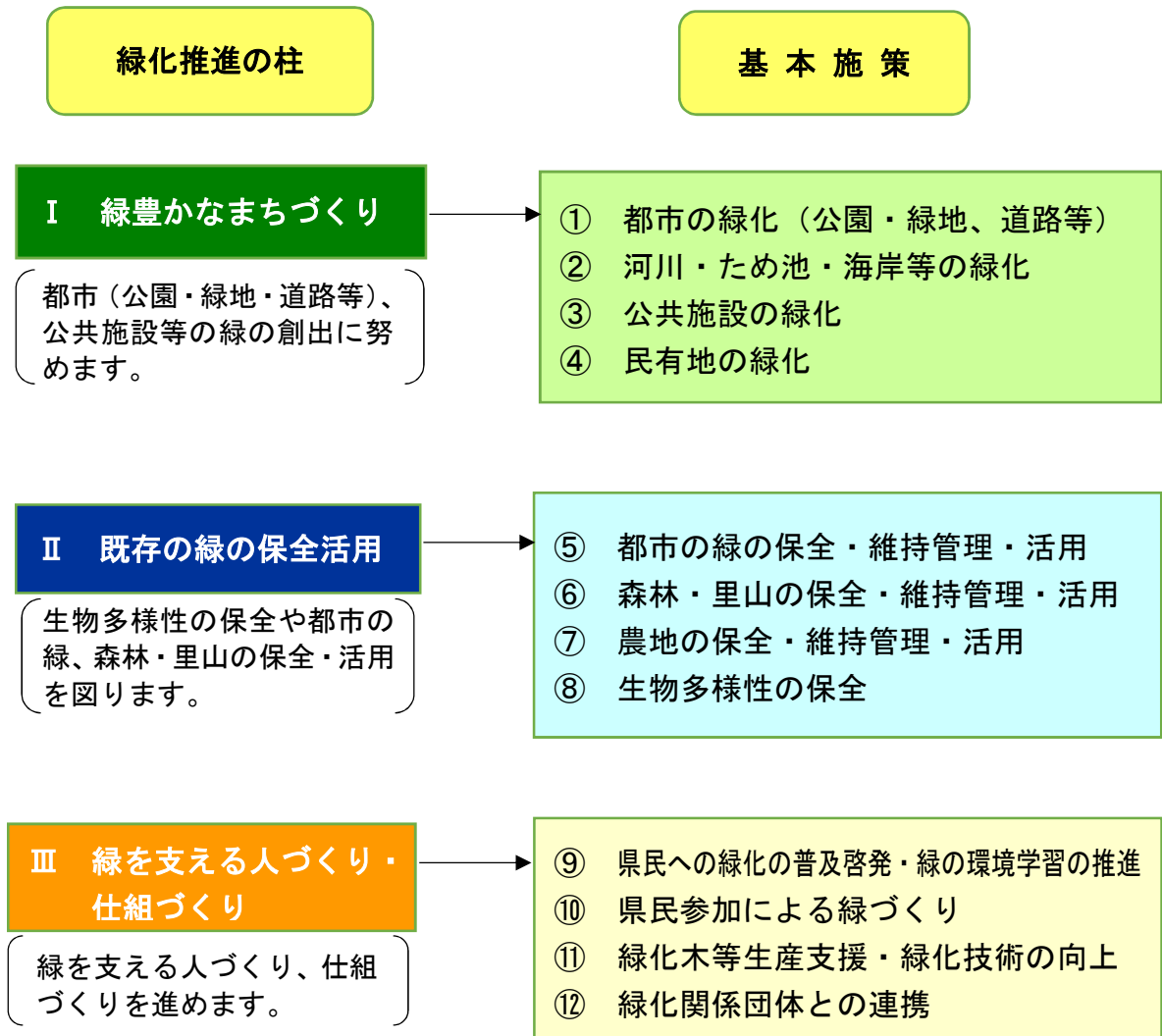
(4) グリーンインフラの推進

森林や都市等の緑には、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和、水源涵養、災害防止、生物多様性及び環境の保全、保健文化など様々な公益的機能の発揮が期待されています。

このため、自然が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの推進につながる緑の整備・保全など、緑化の推進に取り組めます。

第3章 緑化推進の基本施策

第2章の「緑化推進の基本的方向」を実現するための具体的な取組として、以下の基本施策を示します。



I 緑豊かなまちづくり

① 都市の緑化（公園・緑地、道路等）

都市の緑は、景観の形成、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全といった役割に加え、地域住民のレクリエーションの場ともなっています。

また、緑の空間は災害時の防災空間の確保、火災の延焼防止などの役割を果たすことで、都市の安全性の向上にも貢献しています。

都市住民の生活空間を、より快適で安全なものとするため、公園・緑地の整備、道路の緑化などにより、都市における多様で質の高い緑の創出に取り組めます。



都市の緑化（道路の緑化）

あいち森と緑づくり事業
（都市緑化推進事業費のうち
美しい並木道再生事業）

② 河川・ため池・海岸等の緑化

河川・ため池等の水辺や沿岸地域は、陸地と水面の接する特有な環境を有し、地域の多様な生物を育む場として、地域固有の景観を形成する重要な要素となっています。

地域の自然の核であると同時に、地域住民の憩いの場としての役割を果たすものとして、これらの環境を構成する緑の多様性と質の向上に取り組めます。



沿岸地域の緑化

（港湾区域の緑地整備）
緑地等施設整備事業
（社会資本整備総合交付金事業）

③ 公共施設の緑化

県民の身近な施設である公共施設において、地域の緑化推進の模範となるよう、量・質・多様性において、高い水準を目指した緑の創出に取り組みます。

また、施設の利用者に心地よさを感じてもらえる空間を提供するとともに、教育・学習等、利用者の種類や施設の類型に応じて、多目的に活用できる緑の整備に取り組みます。



公共施設の緑化（学校の緑化）
校庭緑化整備事業
（県立学校校庭緑化）

④ 民有地の緑化

都市の多くの部分を占める民有地において、緑化を進めていくため、緑化活動を支援するとともに、家庭や地域の単位での緑化活動などが幅広く展開されるよう、普及啓発に取り組みます。



民有地の緑化（花いっぱい県民運動）
花の王国あいち需要拡大推進事業



II 既存の緑の保全

⑤ 都市の緑の保全・維持管理・活用

都市において、より健康で快適な生活環境を確保するため、既存の緑を適切に保全及び維持管理、活用することにより、大切な緑を次世代に残す取組を進めます。

過密になりがちな都市の環境において、開放的な緑の空間を保全・維持することにより、地域住民に活動・休養の場を提供します。



都市の緑の保全（都市公園の維持管理）

公園緑地維持管理費



大高緑地

愛・地球博記念公園



⑥ 森林・里山の保全・維持管理・活用

森林や身近な自然である里山^{かみん}について自然環境の保全や水源涵養などの公益的機能を十分に発揮させるための保全・維持管理及び活用に取り組みます。

また、県民に森林・里山への理解を深めてもらう取組を実施し、県民参加による森林・里山の整備に取り組みます。



森林の保全（間伐された人工林）
あいち森と緑づくり事業
（人工林整備事業）

里山の保全（竹の伐採）
あいち海上の森センター
管理運営事業



⑦ 農地の保全・維持管理・活用

田や畑などの農地は、生物多様性や環境・景観保全など、多様な機能を有しています。

農地の良好な環境を維持するため、適切に管理し、豊かな緑の保全及び活用に取り組みます。



農地の保全

農業農村多面的機能支払事業

⑧ 生物多様性の保全

緑の創出、保全・活用にあたっては、生物多様性の保全の観点から、野生動植物が生息・生育し続けられるよう、生態系に配慮していきます。

また、多様な主体と県との協働により、県民参加による生物多様性に配慮した緑づくりに取り組みます。



生物多様性の保全

(自然環境保全地域の管理：希少種保全活動)

自然環境保全調整費

Ⅲ 緑を支える人づくり・仕組づくり

⑨ 県民への緑化の普及啓発・緑の環境学習の推進

緑化の必要性などへの県民の理解を深めるため、緑化に関する展示・情報発信・教育的機能を備えたフィールドの確保や拠点を整備・提供するとともに、緑化の啓発イベントや講座などの取組を進めます。

また、体験学習等、次代を担う子どもたちが緑にふれあう機会を提供します。



緑を支える人づくり（愛知県緑化センター）
緑化センター管理運営事業



緑を支える人づくり（企業連携による森づくり）
あいち海上の森センター管理運営事業



緑を支える人づくり（みどりの少年団活動）
みどりの少年団育成事業



緑を支える人づくり（小学生による苗木育成）
あいち森と緑づくり事業
（普及啓発事業のうち全国植樹祭開催理念
継承イベント開催事業）

⑩ 県民参加による緑づくり

行政だけではなく、県民や民間活動団体、企業等、多様な主体の参加による緑化を促進していくため、緑化の啓発イベントや講座などに取り組むとともに、県民等が参加する緑化活動への支援に取り組みます。



県民参加による緑づくり活動
あいち森と緑づくり事業
(都市緑化推進事業のうち
県民参加緑づくり事業)

⑪ 緑化木等生産支援・緑化技術の向上

緑化による効用を効果的に発揮させるための技術に関する調査研究等を進めるとともに、緑化木等の生産及び緑の造成や管理などに係る知識・技術の普及に取り組めます。

また、緑化木に関する情報収集と提供等を行い、緑化木の生産振興を図ります。



緑化木等生産支援(緑化木生産の状況)
緑化普及指導費
(緑化木生産普及費)

⑫ 緑化関係団体との連携

行政だけではなく、県民や民間活動団体、企業などの参加による緑化を促進していくため、緑化関係団体と連携し、幅広い緑化活動を推進します。

関係団体の事業に県が協力し、連携して行うことにより、幅広い層の県民に対して緑化に関する普及啓発が可能となり、緑化活動への積極的な県民の参加を促進します。



緑化関係団体との連携

(公社) 愛知県緑化推進委員会費
(公社) 愛知県緑化推進委員会による緑化木配布事業)

緑化関係団体との連携

愛知県都市緑化基金
(公財) 愛知県都市整備協会によるあいち都市緑化フェア)



第4章 緑化関係施策の効果的な推進に向けて

1 緑化に関する施策の相互調整

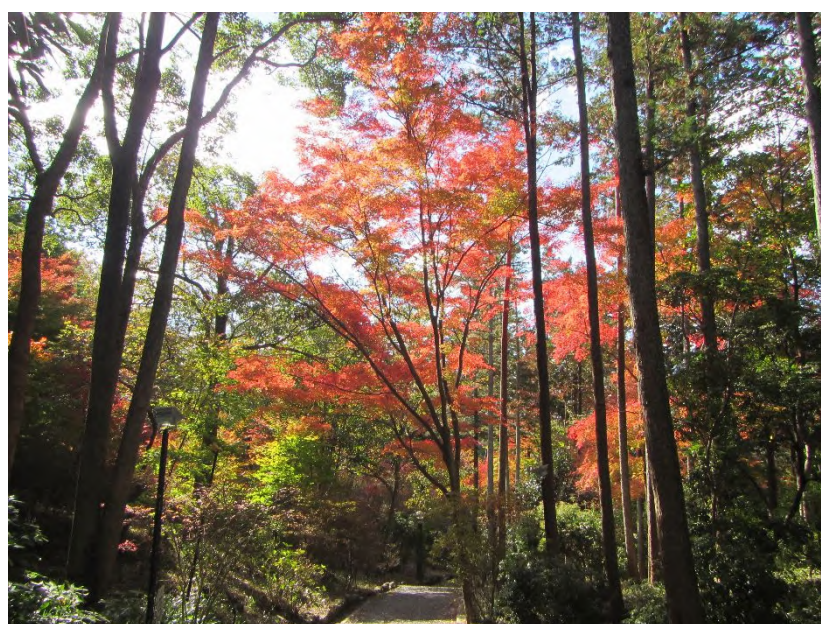
緑化に関する施策等は多くの部局にわたっていることから、庁内関係局で連絡調整する場を設け、関係課間で情報共有や相互調整を図ります。

2 緑化関係施策の実施状況等の情報発信

県民の緑化の意識高揚を継続していくため、県の緑化の取組状況を広く周知していくこととし、毎年緑化関係施策の実施状況を取りまとめ、Web等の手段を用いて情報発信していきます。



緑豊かな県土づくりへ・・・



(付 属 資 料)

【事業一覧】

緑化推進の柱：Ⅰ 緑豊かなまちづくり

基本施策：① 都市の緑化（公園、緑地、道路等）

都市の緑は、景観の形成、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全といった役割に加え、地域住民のレクリエーションの場ともなっています。

また、緑の空間は災害時の防災空間の確保、火災の延焼防止などの役割を果たすことで、都市の安全性の向上にも貢献しています。

都市住民の生活空間を、より快適で安全なものとするため、公園・緑地の整備、道路の緑化などにより、都市における多様で質

担当課室	事業名 ()は重複区分(※1)	事業内容	計画量 (※2)	SDGs分類	事業主体
農地整備課	水環境整備事業	水路周辺の遊歩道設置に伴う植栽帯設置	7,600m	15	県
道路維持課	あいち森と緑づくり事業 (都市緑化推進事業費) (Ⅱ⑤)	・美しい並木道再生事業 公共施設(駅・公園・役場等)沿道の並木道の再生整備 交付先 : 市町村 交付内容: 植栽工事・生育環境改善工事の経費、計画延長100m以上、 交付率10/10	150箇所 (あいち森と 緑づくり事 業計画 2019~ 2028年度)	11 15	市町村
都市整備課	街路改良工事	街路整備工事に伴う植樹帯設置	8路線	11 15	県
公園緑地課	国営木曾三川公園整備 負担金	国営木曾三川公園の新規整備区域の工事	—	11 15	県
	公園緑地整備事業費	(県営都市公園の整備) 都市公園等の整備は、都市防災機能の向上、地域住環境の改善、県民の体 力づくりや文化活動の場の提供等多大な効果をもたらす。 なかでも県営公園はこれらの効果をより広域的にもたらし、良好な都市づ くりと県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。 <施設名> ・大高緑地・油ヶ淵水辺公園 ・牧野ヶ池緑地・小幡緑地 ・東三河ふるさと公園・尾張広域緑道 ・愛・地球博記念公園	—	11 15	県
	あいち森と緑づくり事業 (都市緑化推進事業費) (Ⅰ③、Ⅰ④、Ⅱ⑤)	市町村が事業主体となり、都市における樹林地の保全・創出を図る事業 や、民有地の緑化、並木道の再生などを行う。			市町村 市民団体
・緑の街並み推進事業 民有地の緑化(屋上、壁面、駐車場、空地の緑化、民有樹林活用) 交付先 : 市町村 交付内容: 屋上、壁面、駐車場、空地の緑化費用のうち、植栽等に 係る費用(面積50㎡以上、生垣は延長15m以上) (民有樹林地活用のための園路整備等の費用: Ⅱ⑤のみ対象) 交付率1/2		1,100件	11 15		
・身近な緑づくり事業 都市における身近な樹林地の保全、緑地の創出 交付先 : 市町村 交付内容: ①既存樹林の保全、②環境改善等の機能を有する緑地の創出 : Ⅱ⑤のみ対象 ③公共施設・軌道敷の緑化に係る費用(用地費、工事費) (面積300㎡程度以上) 交付率 用地費1/3、工事費10/10		125箇所	11 15		
	愛知県都市緑化基金 (Ⅰ④、Ⅲ⑫)	・市町村の緑化基金が行う屋上緑化等の補助に対する助成 交付先 : 市町村の都市緑化基金 交付内容: 苗木配布等(※市町村により異なる)	—	11 15	県
	愛知県都市緑化基金 出えん金 (Ⅲ⑫)	都市緑化の普及啓発、民有地の緑化推進を目的として基金を造成する。 造成目標 10億円 運営管理団体 (公財)愛知県都市整備協会 設置年月日 昭和61年6月	—	11 15	県

※1: 複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

※2: 計画量は特に記載のない場合は、2021~2025年度の5か年の計画量。

基本施策：② 河川・ため池・海岸等の緑化

河川・ため池等の水辺や沿岸地域は、陸地と水面の接する特有な環境を有し、地域の多様な生物を育む場として、地域固有の景観を形成する重要な要素となっています。
地域の自然の核であると同時に、地域住民の憩いの場としての役割を果たすものとして、これらの環境を構成する緑の多様性と質の向上に取り組みます。

担当課室	事業名 ()は重複区分(※1)	事業内容	計画量 (※2)	SDGs分類	事業主体
河川課	水辺の緑の回廊事業	河川沿いの余裕のある場所において植樹を実施することで、河川とその周辺を含めた大きな生態系の場の拡大と、豊かな自然景観の創出を図る。	34,718m	15	県
	河川環境対策事業 (美化推進)	都市部及び都市周辺の堤防の除草を行い、河川の安全と親しみのある河川環境を確保し、地域住民の生活環境の向上と自然環境の保全を図る。	1,528ha	15	県
港湾課	緑地等施設整備事業 (社会資本整備総合 交付金事業)	港湾区域内の緑地整備	310.8 ha	14 15	県
	漁港環境整備事業 (農山漁村地域整備 交付金)	漁港区域内の緑地整備	34,468 m ²	14 15	県
公園緑地課	国営木曾三川公園整備 負担金 (I①)	国営木曾三川公園の新規整備区域の工事	—	11 15	県

※1：複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

※2：計画量は特に記載のない場合は、2021～2025年度の5か年の計画量。

基本施策：③ 公共施設の緑化

県民の身近な施設である公共施設において、地域の緑化推進の模範となるよう、量・質・多様性において、高い水準を目指した緑の創出に取り組みます。

施設の利用者に心地よさを感じてもらえる空間を提供するとともに、教育・学習等、利用者の種類や施設の類型に応じて、多目的に活用できる緑の整備に取り組みます。

担当課室	事業名 ()は重複区分(※1)	事業内容	計画量 (※2)	SDGs分類	事業主体
地球温暖化対策課	県体育館バイオラング維持管理費	2006年度に県体育館に設置したバイオラングの維持管理	—	13 15	県
下水道課	流域下水道管理事業 下水道科学館管理運営事業	流域下水道の浄化センター(下水道科学館含む)及びポンプ場等における緑地管理及び除草等	—	6 11 15	県 指定管理者 (公益財団 法人愛知水 と緑の公 社、A&A 下水道科学 館)
公園緑地課	あいち森と緑づくり事業 (都市緑化推進事業費) (I①、I④、II⑤)	・身近な緑づくり事業 都市における身近な樹林地の保全、緑地の創出 交付先：市町村 交付内容：(①既存樹木の保全、②環境改善等の機能を有する緑地の創出：II⑤のみ対象) ③公共施設・軌道敷の緑化に係る費用(用地費、工事費) (面積300㎡程度以上) 交付率 用地費1/3、工事費10/10	125箇所 (あいち森と 緑づくり事 業計画 2019~ 2028年度)	11 15	
企業庁 水道事業課	工業用水道事業 (佐布里水源の森管理)	浄水場構内、水道管路用地及び庁舎等の樹木管理	—	6 11 15	県 (企業庁)
	水道用水供給事業	浄水場構内、水道管路用地及び庁舎等の樹木管理	—	6 11	県 (企業庁)
	工業用水道事業	浄水場構内、水道管路用地及び庁舎等の樹木管理	—	6 11	県 (企業庁)
企業庁 工務調整課	用地造成事業	用地造成事業地内の緑化	—	11 15	県 (企業庁)
教育委員会 財務施設課	校庭緑化整備事業 (県立学校校庭緑化)	校庭緑化	155 ha	4 11 15	県

※1：複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

※2：計画量は特に記載のない場合は、2021~2025年度の5か年の計画量。

基本施策：④ 民有地の緑化

都市の多くの部分を占める民有地において、緑化を進めていくため、緑化活動を支援するとともに、家庭や地域の単位での緑化活動などが幅広く展開されるよう、普及啓発に取り組みます。

担当課室	事業名 ()は重複区分(※1)	事業内容	計画量 (※2)	SDGs分類	事業主体
園芸農産課	花の王国あいち需要 拡大推進事業 (Ⅲ⑨)	花の王国のPRや花のある生活の提案、花育の推進など、あいちの花を暮らしの中に取り入れる花いっぱい県民運動を展開する。	花の王国認知度 50% (食と緑の基本 計画2025)	15	実行委員会
公園緑地課	あいち森と緑づくり事業 (都市緑化推進事業費) (Ⅰ①、Ⅱ⑤)	・緑の街並み推進事業 民有地の緑化(屋上、壁面、駐車場、空地の緑化、民有樹林活用) 交付先 : 市町村 交付内容: 屋上、壁面、駐車場、空地の緑化費用のうち、植栽等に 係る費用(面積50㎡以上、生垣は延長15m以上) (民有樹林地活用のための園路整備等の費用: Ⅱ⑤のみ対象) 交付率 1/2	1,100件 (あいち森と緑 づくり事業計画 2019~2028 年度)	11 15	市町村 市民団体
	愛知県都市緑化基金 (Ⅰ①、Ⅲ⑫)	・市町村の緑化基金が行う屋上緑化等の補助に対する助成 交付先 : 市町村の都市緑化基金 交付内容: 苗木配布等(※市町村により異なる)	—	11 15	県

※1: 複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

※2: 計画量は特に記載のない場合は、2021~2025年度の5か年の計画量。

緑化推進の柱：Ⅱ 既存の緑の保全

基本施策：⑤ 都市の緑の保全・維持管理・活用

都市において、より健康で快適な生活環境を確保するため、既存の緑を適切に保全及び維持管理、活用することにより、大切な緑を次世代に残す取組を進めます。

過密になりがちな都市の環境において、開放的な緑の空間を保全・維持することにより、地域住民に活動・休養の場を提供します。

担当課室	事業名 ()は重複区分(※1)	事業内容	計画法 (※2)	SDGs分類	事業主体
自然環境課	自然環境保全調整費	・大規模行為規制事務 1haをこえる大規模な宅地の造成等を規制し、良好な自然環境の保全と緑地の確保を図る。	—	15	県
公園緑地課	公園緑地維持管理費	県営都市公園の維持管理	—	15	県
	あいち森と緑づくり事業 (都市緑化推進事業費) (Ⅰ①、Ⅰ④、Ⅲ⑨、Ⅲ⑩)	・緑の街並み推進事業 民有地の緑化(屋上、壁面、駐車場、空地の緑化、民有樹林活用) 交付先：市町村 交付内容：民有樹林地活用のための園路整備等の費用(屋上、壁面、駐車場、空地の緑化費用のうち、植栽等に係る費用(面積50㎡以上、生垣は延長15m以上)：Ⅰ①、Ⅰ④のみ対象) 交付率 1/2	1,100件	11 15	市町村
		・身近な緑づくり事業 都市における身近な樹林地の保全、緑地の創出 交付先：市町村 交付内容：①既存樹林地の保全、②環境改善等の機能を有する緑地の創出、③公共施設・軌道敷の緑化に係る費用(用地費、工事費)(面積300㎡程度以上)：Ⅰ①のみ対象 交付率 工事費10/10	125箇所	11 15	市町村
		・県民参加緑づくり事業 県民参加による樹林地整備や植樹等の体験学習及び緑づくり活動の支援 交付先：①市町村。②市民団体 交付内容：①公有地における県民参加の緑づくり活動、体験学習等の費用 ②民有地における県民参加の緑づくり活動、体験学習等の費用(参加人数50名以上、市民団体等への活動への講師派遣は、参加人数20名以上) 交付率 10/10	1,010件	11 15 17	市町村 市民団体
道路維持課	あいち森と緑づくり事業 (都市緑化推進事業費) (Ⅰ①)	・美しい並木道再生事業 公共施設(駅・公園・役場等)沿道の並木道の再生整備 交付先：市町村 交付内容：植栽工事・生育環境改善工事の経費、計画延長100m以上、 交付率10/10	150箇所	11 15	市町村

※1：複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

※2：計画法は特に記載のない場合は、2021～2025年度の5か年の計画法。

基本施策：⑥ 森林・里山の保全・維持管理・活用

森林や身近な自然である里山について自然環境の保全や水源涵(かん)養などの公益的機能を十分に発揮させるための保全・維持管理及び活用に取り組みます。

また、県民に森林・里山への理解を深めてもらう取組を実施し、県民参加による森林・里山の整備に取り組みます。

担当課室	事業名 ()は重複区分(※1)	事業内容	計画法 (※2)	SDGs分類	事業主体
自然環境課	自然環境保全調整費 (Ⅱ⑧)	・自然環境保全地域の管理(15地域)	—	15	県
	自然公園管理費	・自然公園の管理 国定公園及び県立自然公園での風致景観に影響を及ぼす行為等を規制指導するとともに、定期的に自然公園計画を見直す。	—	15	県
	自然公園施設管理運営費	自然公園施設について、その管理を指定管理者に委託するとともに、老朽化した箇所等について、改修・修繕を行う。	—	15	県
	自然公園施設整備費	自然公園施設(茶臼山公園施設・伊良湖休暇村公園施設)の整備を行う。	—	15	県
	東海自然歩道管理運営費	レクリエーションの場として利用されている東海自然歩道について、その管理を関係市町に委託するとともに、老朽化した箇所等について、改修・修繕を実施する。	—	15	県
	東海自然歩道整備費	東海自然歩道等の整備を行う。	—	15	県
林務課	森林・林業技術センター費 (試験研究費)	森林・林業技術センターにおいて、地域のニーズ等に基づいた森林・林業の試験研究を実施する。	—	4 9 15	県
	森林公園管理運営事業費 (Ⅲ⑨)	愛知県森林公園において、運動施設や植物園、一般公園の整備・管理を行う。	—	3 15	県、指定管理者 (株式会社ウッドフレンズ)
	県民の森管理運営事業費 (Ⅲ⑨)	愛知県民の森において、宿泊施設、キャンプ場、展示林、森林学習施設、ハイキングコース等の整備・管理、各種イベントの開催等を行う。	—	3 4 15	県、指定管理者 (公益財団法人愛知公園協会)
森林保全課 (森と緑づくり推進室を含む)	緑化センター管理運営事業 (Ⅱ⑨)	緑化に関する知識を普及し、緑化の推進を図るため、緑化センターの管理・運営及び緑化に関する展示、相談、研修等を行う。(昭和の森の管理を含む)	1施設	4 15	県・指定管理者 (公益財団法人愛知公園協会 一般社団法人愛知県緑化センター協力会 共同)
	あいち海上の森センター管理運営事業(Ⅱ⑧、Ⅲ⑨、Ⅲ⑩)	「海上の森」を愛知万博記念の森として将来にわたり保全活用するとともに、人と自然のかかわりのあり方を探求する場として、県民参加のもとに森林や里山に関する学習と交流の拠点づくりを進める。 ・あいち海上の森センターの管理運営及び海上の森の維持管理等 ・森林・里山に関する体験学習プログラムの実施等	体験学習 15回/年	4 15 17	県
	あいち森と緑づくり事業 (里山林整備事業) (Ⅲ⑩)	地域の特性やニーズに応じて、地域住民やNPOの保全活用を前提とした里山林の整備に対する支援。 交付先：市町村 交付内容：住民協働による保全・活用を前提とした里山林の整備を支援 補助率10/10(上限30,000千円)	40箇所 (あいち森と緑づくり事業計画2019～2028年度)	15 17	市町村
	共生保安林整備事業 (治山施設費のうち)	都市周辺の森林における山地災害の防止とともに生活環境を守り、保健休養の場を提供してくれる森林を整備する。	2地区	15	県
	造林事業	森林資源の保続培養、水資源の涵養、県土の保全及び山村経済の振興を図るため、一定規模以上の人工造林、保育等を実施する者に対して助成して、活力ある森林の造成を推進する。 助成先：森林所有者、森林組合等 助成内容：人工造林、下刈、間伐等の森林整備の経費に対して助成。 標準単価を元に補助率を乗じて算定。	—	15	森林所有者 森林組合等
	森林病害虫防除事業	森林に被害を与える病害虫を早期かつ重点的に防除し、重要な森林の保全を行い、公益的機能の維持を図る。 助成先：市町村 助成内容：松くい虫等防除のための樹幹注入や伐倒駆除等の経費に対して助成。	—	15	市町村

※1：複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

(次ページへ続く)

※2：計画法は特に記載のない場合は、2021～2025年度の5か年の計画法。

担当課室	事業名 ()は重複区分(※1)	事業内容	計画量 (※2)	SDGs分類	事業主体
森林保全課 (森と緑づくり推進室を含む)	あいち森と緑づくり事業 (人工林整備事業)	・林業活動では整備が困難な人工林の間伐 ・主伐跡地への花粉症対策苗木の植栽や獣害対策等に対する支援	面積 ・16,000ha ・450ha (あいち森と緑づくり事業計画2019～2028年度)	15	県 森林所有者等
	治山施設費	県土の安全性の向上、森林の水源かん養機能の拡充強化及び生活環境の保全・形成を目的に実施する。	山村地域の防災・減災対策 面積 2,000 ha (食と緑の基本計画2025)	15	県
	小規模治山施設費	国庫補助の対象とならない小規模な荒廃危険地について、復旧、予防工事を実施する。		15	県
	緊急小規模治山対策事業費	国庫補助の対象とならない小規模な荒廃危険地のうち人家、公共施設、主要道路に直接被害を与える恐れのある箇所について、緊急に工事を実施する。		15	県
	森林保全調整管理費	知事権限に属する保安林(重要流域以外の1～3号及び4号以下)の指定及び解除、並びに保安林全般についての事業を実施する。また、森林を対象とする開発行為を適切なものとするにより、森林の適切な利用と保全を図る。	—	15	県
	保安林事務受託費	農林水産大臣権限に属する保安林(重要流域の1～3号)の指定・解除・調査等の事務並びに県下の保安林全般についての各種調査を国の委託を受け実施する。	—	15	県
砂防課	砂防事業費	土石流などの土砂災害から下流の公共施設・人家等を守るため、砂防設備を整備する。	—	15	県
	急傾斜地崩壊対策事業費	かけ崩れから公共施設・人家等を保全するため、急傾斜地の崩壊防止対策を実施する。	—	15	県
	砂防指定地等監視費	砂防指定地等での違反行為防止のための巡視、指導する。	—	15	県
水資源課	水源基金推進費	水源林地域市町村が行う森林整備等に(公財)矢作川水源基金、(公財)豊川水源基金が助成するにあたり、その財源の一部を負担する。 基金の助成先 : 水源林地域市町村 基金の助成内容 : 人工造林、間伐、作業路整備等の事業費に対し助成 基金の助成率 : 4/10～8/10	—	6	(公財)矢作川水源基金 (公財)豊川水源基金

※1 : 複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

※2 : 計画量は特に記載のない場合は、2021～2025年度の5か年の計画量。

基本施策：⑦ 農地の保全・維持管理・活用

田や畑などの農地は、生物多様性や環境・景観保全など、多様な機能を有しています。
 農地の良好な環境を維持するため、適切に管理し、豊かな緑の保全及び活用に取り組みます。

担当課室	事業名 ()は重複区分(※1)	事業内容	計画量 (※2)	SDGs分類	事業主体
農業振興課	農業振興地域整備推進費	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進する。 農業振興地域の指定 県内50地域 農業振興地域整備計画の策定 県内51市町村	—	15	県 市町村
農地計画課	農業農村多面的機能 支払事業	農業・農村の有する多面的機能の維持・向上を図るための地域の農業者等が共同で取り組む活動を支援する。 交付先：市町村を経由して活動組織へ補助 交付内容：農地周辺の草刈りや水路の泥上げなどの農地の保全活動、 農業水利施設等の軽微な補修や更新に要する経費の一部を支援 補助率：国50%、県25%、市町村25%	—	15	活動組織

※1：複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

※2：計画量は特に記載のない場合は、2021～2025年度の5か年の計画量。

基本施策：⑧ 生物多様性の保全

緑の創出、保全・活用にあたっては、生物多様性の保全の観点から、野生動植物が生息・生育し続けられるよう、生態系に配慮していきます。

また、多様な主体と県との協働により、県民参加による生物多様性に配慮した緑づくりに取り組みます。

担当課室	事業名 ()は重複区分(※1)	事業内容	計画量 (※2)	SDGs分類	事業主体
自然環境課	自然環境保全調整費 (Ⅱ⑥)	・自然環境保全地域の管理(15地域)	—	15	県
	自然共生社会推進費	生態系ネットワーク形成に向けた成果発表会を行うとともに、開発事業者や保全活動団体に専門家を派遣し、生態系ネットワーク形成に資する対策を指導する。	—	14 15 17	県
	あいち生物多様性戦略推進費	あいち生物多様性戦略2030を効果的に推進するため、有識者による戦略推進委員会等を運営するとともに、戦略に掲げる理念や施策の普及啓発を図る。	—	14 15 17	県
	生物多様性SDGs推進事業費	ユース世代を中核とする多様な世代・主体の連携や、保全活動を行う団体と企業のマッチング等により、生態系保全活動の活性化を図るとともに、生物多様性戦略の推進プラットフォームを構築し適切に運用することなどを通じ、生物多様性の主流化及び生態系ネットワークの形成を促進する。	—	4 14 15 17	県
	保護・増殖事業費	・鳥獣保護区、休猟区の整備 ・特定鳥獣被害状況調査	—	15	県
	調査・普及啓発費	・県内の野生鳥類の生息調査 ・野生生物保護実績発表大会の開催 ・鳥類保護普及啓発	—	15	県
	希少野生動植物保全対策費	自然環境保全条例に基づき指定する希少野生動植物種等の絶滅危惧種の保護を的確に行うため、生息生育地周辺環境の監視及び保護対策の実施などを行う。	—	15	県
	移入種対策費	県内の外来種の防除に関する研修会を開催し、必要に応じて専門家を派遣することにより、地域における外来種対策を促進する。	—	15	県
	あいち森と緑づくり事業 (生態系ネットワーク形成事業) (Ⅲ⑩)	県民、事業者、NPO、行政等の地域の様々な立場の人々が協働して、生きものの生息生育空間を保全・再生・創出し、地域の生態系ネットワークを形成する事業を支援する。 交付先：生態系ネットワークの形成を目的とする団体 (複数の団体で構成されるもの) 交付内容：生き物の生息生育空間の創出、質の維持向上、調査等の費用 (交付率 10/10、上限300万円/件)	70件 (あいち森と緑づくり事業計画 2019～ 2028年度)	14 15 17	活動団体等
水産課	水産多面的機能発対策事業	漁業者等が行うアマモの播種など、干潟や藻場の保全活動に対する支援 交付先：漁業者等 交付内容：漁業者等が行う漁場保全活動費に対して交付。 交付率 国7/10、県1.5/10、市町村1.5/10	保全活動面積 5,200 ha	14 17	対策協議会
森林保全課	あいち海上の森センター管理運営事業(Ⅱ⑥、Ⅲ⑨、Ⅲ⑩)	「海上の森」を愛知万博記念の森として将来にわたり保全活用するとともに、人と自然のかかわりのあり方を探求する場として、県民参加のもとに森林や里山に関する学習と交流の拠点づくりを進める。 ・あいち海上の森センターの管理運営及び海上の森の維持管理等 ・森林・里山に関する体験学習プログラムの実施等	体験学習 15回/年	4 15 17	県

※1：複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

※2：計画量は特に記載のない場合は、2021～2025年度の5か年の計画量。

緑化推進の柱：Ⅲ 緑を支える人づくり・仕組づくり

基本施策：⑨ 県民への緑化の普及啓発・緑の環境学習の推進

緑化の必要性などへの県民の理解を深めるため、緑化に関する展示・情報発信・教育的機能を備えたフィールドの確保や拠点を整備・提供するとともに、緑化の啓発イベントや講座などの取組を進めます。

担当課室	事業名 ()は重複区分(※1)	事業内容	計画量 (※2)	SDGs分類	事業主体
環境活動推進課	あいち森と緑づくり事業 (環境活動・学習推進事業) (Ⅲ⑩)	NPOやボランティア団体及び多様な主体が行う自発的な森と緑の保全活動や、森と緑を社会全体で支えるという機運を醸成する環境学習に関する取組を支援する。 助成先：市民活動団体、市町村等 助成内容：自発的な森と緑の保全活動や環境学習を行う費用(交付率10/10、上限110万円/団体) ※新規の活動の場合	750件 (あいち森と緑づくり事業計画2019~2028年度)	13 14 15 17	活動団体等
園芸農産課	花の王国あいち需要拡大推進事業 (Ⅰ④)	花の王国のPRや花のある生活の提案、花育の推進など、あいちの花を暮らしの中に取り入れる花いっぱい県民運動を展開する。	花の王国認知度50% (食と緑の基本計画2025)	15	実行委員会
	フラワー・プラボー・コンクール	情操教育と地域の花いっぱい運動を推進するため、愛知県を始めとする7県と名古屋市の小・中学校を対象に、学校花壇コンクールを開催する。	—	4 11 15	実行委員会
	あいち花マルシェ開催費	生産者から実需者までの花き関係者と連携し、花きの生産振興と需要の拡大を図る。	—	15	実行委員会
林務課	森林公園管理運営事業費費 (Ⅱ⑥)	愛知県森林公園において、運動施設や植物園、一般公園の整備・管理を行う。	—	3 15	県、指定管理者(株式会社ウッドフレンズ)
	県民の森管理運営事業費 (Ⅱ⑥)	愛知県民の森において、宿泊施設、キャンプ場、展示林、森林学習施設、ハイキングコース等の整備・管理、各種イベントの開催等を行う。	—	3 4 15	県、指定管理者(公益財団法人愛知公園協会)
	県有林野事業費 (県有林野の利活用事業) (Ⅲ⑩)	県民による森林整備や自然環境教育等を行う場として、県有林を提供する。	—	4 15 17	県・NPO等
	県有林野事業 (企業の森づくり事業) (Ⅲ⑩)	企業が森林の整備活動、保全活動による社会貢献をする場として県有林を提供する。	—	15 17	県・企業
	あいち森と緑づくり事業 (普及啓発事業のうち木の香る都市づくり事業)	多くの県民が利用する民間施設等での県産木材を利用した木造化・内装木質化・木製備品の導入への支援 助成先：民間事業者等 助成内容：一般の県民が利用する県内の民間施設等で、あいち認証材を利用して木造化を行った場合、資材費・施工費等の1/2以内を助成。 ※あいち認証材：愛知県内で産出された木材であることの認証を受けた木材・製材加工品。	—	12 15	民間事業者等
森林保全課 (森と緑づくり推進室を含む)	緑化センター管理運営事業 (Ⅱ⑥)	緑化に関する知識を普及し、緑化の推進を図るため、緑化センターの管理・運営及び緑化に関する展示、相談、研修等を行う。(昭和の森の管理を含む)	1施設	4 15	県・指定管理者(公益財団法人愛知公園協会 一般社団法人愛知県緑化センター協力会共同体)
	あいち海上の森センター管理運営事業 (Ⅱ⑥、Ⅱ⑧、Ⅲ⑩)	「海上の森」を愛知万博記念の森として将来にわたり保全活用するとともに、人と自然のかかわりのあり方を探求する場として、県民参加のもとに森林や里山に関する学習と交流の拠点づくりを進める。 ・あいち海上の森センターの管理運営及び海上の森の維持管理等 ・森林・里山に関する体験学習プログラムの実施等	体験学習 15回/年	4 15 17	県
	緑化普及指導費 (Ⅲ⑩)	県民に対し、緑の重要性と緑化意識の高揚、技術の普及を図る。 ・愛知県植樹祭 ・普及啓発資料作成 ・学校関係緑化コンクールの開催	—	4 15 17	県
	学校関係緑化コンクール費 (緑化普及指導費のうち)	学校における緑化活動と緑化教育の推進を図る。 ・学校関係緑化コンクールの開催	—	4 15	県
	あいち森と緑づくり事業 (普及啓発事業のうち全国植樹祭開催理念継承イベント開催事業)	次代を担う小中学生を始めとする一般県民を対象に、全国植樹祭の開催理念を継承し、森と緑づくりへの理解を深めるイベントの開催	2地区/年	4 15	県

※1：複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

(次ページへ続く)

※2：計画量は特に記載のない場合は、2021~2025年度の5か年の計画量。

担当課室	事業名 ()は重複区分(※1)	事業内容	計画量 (※2)	SDGs分 類	事業主体
森林保全課 (森と緑づ くり推進室 を含む)	あいち森と緑づくり事業 (普及啓発事業)	あいち森と緑づくり税やそれを財源とした事業について広くPRするほか、森や緑の保全、活用の意義等についての普及啓発を行う。	—	15	県
	みどりの少年団育成事業 (公社)愛知県緑化推進 委員会費の内(Ⅲ⑫)	みどりの少年団の活動を助成する。 ・みどりの少年団の活動助成 ・みどりの少年団交歓会(活動発表大会) ・みどりの少年団全国大会	—	4 15	民間 (公社)愛知県緑 化推進委員会
	緑化木配布事業 (公社)愛知県緑化推進 委員会費の内(Ⅲ⑫)	県下各地で緑化木の無償配布会を実施する。 事業主体 (公社)愛知県緑化推進委員会 (市町村のイベント等での配布)	—	15	民間 (公社)愛知県緑 化推進委員会
公園緑地課	都市緑化活動推進事業	県営都市公園において、緑化啓発の普及啓発を図るイベントを実施 (愛・地球博記念公園、大高緑地、東三河ふるさと公園、油ヶ淵水辺 公園、新城総合公園)	—	11 15 17	県・NPO等
	あいち森と緑づくり事業 (都市緑化推進事業費) (Ⅱ⑤、Ⅲ⑩)	・県民参加緑づくり事業 県民参加による樹林地整備や植樹等の体験学習及び緑づくり活動 の支援 交付先 : ①市町村。②市民団体 交付内容 : ①公有地における県民参加の緑づくり活動、 体験学習等の費用 ②民有地における県民参加の緑づくり活動、 体験学習等の費用 (参加人数50名以上、市民団体等への活動への講師派遣は、 参加人数20名以上、交付率 10/10)	1,010件 (あいち森と緑 づくり事業計画 2019~2028 年度)	15 17	市町村 市民団体
	愛知県都市緑化基金 (Ⅲ⑫)	・あいち都市緑化フェア(大高緑地) ・都市緑化講習会	—	11 15	県

※1 : 複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

※2 : 計画量は特に記載のない場合は、2021~2025年度の5か年の計画量。

基本施策：⑩ 県民参加による緑づくり

行政だけでなく、県民や民間活動団体、企業等、多様な主体の参加による緑化を促進していくため、緑化の啓発イベントや講座などに取り組むとともに、県民等が参加する緑化活動への支援に取り組みます。

担当課室	事業名 ()は重複区分(※1)	事業内容	計画量 (※2)	SDGs分類	事業主体
林務課	県有林野事業費 (県有林野の利活用事業) (Ⅲ⑨)	県民による森林整備や自然環境教育等を行う場として、県有林を提供する。	—	4 15 17	県 NPO等
	県有林野事業 (企業の森づくり事業) (Ⅲ⑨)	企業が森林の整備活動、保全活動による社会貢献をする場として県有林を提供する。	—	15 17	県・企業
森林保全課	緑化普及指導費 (Ⅲ⑨)	県民に対し、緑の重要性と緑化意識の高揚、技術の普及を図る。 ・愛知県植樹祭 ・普及啓発資料作成 ・学校関係緑化コンクールの開催	—	4 15 17	県
	あいち海上の森センター管理運営事業(Ⅱ⑥、Ⅱ⑧、Ⅲ⑨)	「海上の森」を愛知万博記念の森として将来にわたり保全活用するとともに、人と自然のかかわりのあり方を探求する場として、県民参加のもとに森林や里山に関する学習と交流の拠点づくりを進める。 ・あいち海上の森センターの管理運営及び海上の森の維持管理等 ・森林・里山に関する体験学習プログラムの実施等	体験学習 15回/年	4 15 17	県
	あいち森と緑づくり事業 (里山林整備事業) (Ⅱ⑥)	地域の特性やニーズに応じて、地域住民やNPOの保全活用を前提とした里山林の整備に対して支援。 交付先：市町村 交付内容：住民協働による保全・活用を前提とした里山林の整備を支援 補助率10/10(上限30,000千円)	40箇所 (あいち森と緑づくり事業計画2019～2028年度)	15 17	市町村
自然環境課	あいち森と緑づくり事業 (生態系ネットワーク形成事業) (Ⅲ⑧)	県民、事業者、NPO、行政等の地域の様々な立場の人々が協働して、生きものの生息生育空間を保全・再生・創出し、地域の生態系ネットワークを形成する事業を支援する。 交付先：生態系ネットワークの形成を目的とする団体 (複数の団体で構成されるもの) 交付内容：生き物の生息生育空間の創出、質の維持向上、調査等の費用 (交付率10/10、上限300万円/件)	70件 (あいち森と緑づくり事業計画2019～2028年度)	14 15 17	活動団体等
環境活動推進課	あいち森と緑づくり事業 (環境活動・学習推進事業) (Ⅲ⑨)	NPOやボランティア団体及び多様な主体が行う自発的な森と緑の保全活動や、森と緑を社会全体を支えるという機運を醸成する環境学習に関する取組を支援する。 助成先：市民活動団体、市町村等 助成内容：自発的な森と緑の保全活動や環境学習を行う費用 (交付率10/10、上限110万円/団体)※新規の活動の場合	750件 (あいち森と緑づくり事業計画2019～2028年度)	13 14 15 17	活動団体等
公園緑地課	あいち森と緑づくり事業 (都市緑化推進事業費) (Ⅱ⑤、Ⅲ⑨)	・県民参加緑づくり事業 県民参加による樹林地整備や植樹等の体験学習及び緑づくり活動の支援 交付先：①市町村。②市民団体 交付内容：①公有地における県民参加の緑づくり活動、体験学習等の費用 ②民有地における県民参加の緑づくり活動、体験学習等の費用 (参加人数50名以上、市民団体等への活動への講師派遣は、参加人数20名以上) 交付率：10/10	1,010件 (あいち森と緑づくり事業計画2019～2028年度)	15 17	市町村 市民団体

※1：複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

※2：計画量は特に記載のない場合は、2021～2025年度の5か年の計画量。

基本施策：⑪ 緑化木等生産支援・緑化技術の向上

緑化による効用を発揮させるうえで、効果的な緑化技術に関する調査研究等を進めるとともに、緑化木等の生産及び緑の造成や管理などに係る知識・技術の普及に取り組みます。

また、緑化木に関する情報収集と提供等を行い、緑化木の生産振興を図ります。

担当課室	事業名 ()は重複区分(※1)	事業内容	計画法 (※2)	SDGs分類	事業主体
園芸農産課	花き総合振興対策	花きの生産性向上、流通体制の整備、環境・安全性に配慮した花き生産、花のまちづくりの推進、生産者組織の育成強化等、花き振興計画を推進する。	—	9 15	県
林務課	森林・林業技術センター費 (研修事業費) (Ⅱ⑥)	森林・林業技術センターにおいて、林業従事者等を対象に、森林・林業講座、担い手育成研修を実施する。	—	4 9 15	県
	森林環境譲与税活用事業費	森林・林業技術センター等において、林業従事者等を対象に各種研修や労働安全教育等を実施する。	—	4 9 15	県
森林保全課	緑化木生産普及費 (緑化普及指導事業費の内)	緑化木の生産、流通及び実態の調査と生産技術の向上、品質の改善を図る。 ・緑化木調査 ・緑化樹木共進会の開催	共進会 応募 100点 以上/年	9 15	県
	植木センター管理運営 事業費	緑化木生産者の知識と技術の向上を図り、緑化木の生産振興を図るため、植木センターの管理及び緑化木の生産技術研修、調査研究、市場情報等の収集、伝達を行う。	1施設	4 9 15	県・指定 管理者 (公財)愛 知県林業 振興基 金)

※1：複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

※2：計画法は特に記載のない場合は、2021～2025年度の5か年の計画法。

基本施策：⑫ 緑化関係団体との連携

行政だけではなく、県民や民間活動団体、企業などの参加による緑化を促進していくため、緑化関係団体と連携し、幅広い緑化活動を推進します。

関係団体の事業に県が協力し、連携して行うことにより、幅広い層の県民に対して緑化に関する普及啓発が可能となり、緑化活動への積極的な県民の参加を促進します。

担当課室	事業名 ()は重複区分(※1)	事業内容	計画量 (※2)	SDGs分類	事業主体
森林保全課	(公社)愛知県緑化推進委員会費	愛知県と一体となり、緑化の普及啓発を行う。 ・緑化運動の展開、緑化強調期間(春、秋)の重点実施 ・緑化功労者表彰 ・緑の募金	—	4 15 17	民間 (公社)愛知県緑化推進委員会
	(公社)愛知県緑化推進委員会費	愛知県と一体となり、緑化の普及啓発を行う。 ・県民参加の緑づくり活動の推進	—	4 15 17	民間 (公社)愛知県緑化推進委員会
	みどりの少年団育成事業 (公社)愛知県緑化推進委員会費の内(Ⅲ⑨)	みどりの少年団の活動を助成する。 ・みどりの少年団の活動助成 ・みどりの少年団交歓会(活動発表大会) ・みどりの少年団全国大会	—	4 15	民間 (公社)愛知県緑化推進委員会
	緑化木配布事業 (公社)愛知県緑化推進委員会費の内(Ⅲ⑨)	県下各地で緑化木の無償配布を実施する。 事業主体 (公社)愛知県緑化推進委員会 (市町村のイベント等での配布)	—	15	民間 (公社)愛知県緑化推進委員会
公園緑地課	愛知県都市緑化基金 (Ⅰ①、Ⅰ④)	・市町村の緑化基金が行う屋上緑化等の補助に対する助成 交付先 : 市町村の都市緑化基金 交付内容: 苗木配布等(※市町村により異なる)	—	11 15	県
	愛知県都市緑化基金 (Ⅲ⑨)	・あいち都市緑化フェア(大高緑地) ・都市緑化講習会	—	11 15	県
	愛知県都市緑化基金 出えん金	都市緑化の普及啓発、民有地の緑化推進を目的として基金を造成する。 造成目標 10億円 運営管理団体 (公財)愛知県都市整備協会 設置年月日 昭和61年6月	—	11 15	県

※1: 複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

※2: 計画量は特に記載のない場合は、2021~2025年度の5か年の計画量。

(参 考 资 料)

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（抜すい）

昭和48年3月30日 条例第3号

最終改正 平成22年 3月26日 条例第12号

（目的）

第1条 この条例は、自然環境の適正な保全を図るとともに、県土の緑化を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自然環境の保全及び県土の緑化（以下「自然環境の保全等」という。）は、生命と暮らしを支える生物の多様性を将来の世代に継承し、県民がその恵みを持続的に享受することができるよう適切に行われなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自然環境を適正に保全し、及び県土の緑化を推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（自然環境保全等基本方針）

第11条 知事は、自然環境を適正に保全し、及び県土の緑化を推進するための基本方針（以下「自然環境保全等基本方針」という。）を定めなければならない。

2 自然環境保全等基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 自然環境の保全等に関する基本構想
- 二 愛知県自然環境保全地域の指定その他その地域に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項
- 三 生態系ネットワークの形成（野生動植物が生息し、又は生育する空間及びそのつながりの保全及び創出をいう。）に係る施策に関する基本的な事項
- 四 野生動植物の保護に係る施策に関する基本的な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全等に関する重要事項

（公共施設の緑化）

第58条 県は、その設置し、又は管理する道路、公園、公営住宅、学校、庁舎等の施設（以下「公共施設」という。）について、その緑化を図るものとする。

自然環境保全等基本方針

平成12年3月17日

愛知県告示第208号

第1章 自然環境保全等に関する基本構想

1 自然環境保全の基本的考え方

我々は、古くから自然の大きな恵みに支えられ、健康で文化的な生活を営むとともに、四季折々に移り変わる自然とのふれあいにおいて繊細で優雅な独特の文化的伝統を継承してきた。

特に、人間の生存の基盤である自然環境は、日光、大気、水、大地とこれらにより育まれた生物などを構成要素としており、それぞれが微妙な均衡を保つことにより生態系は成り立っている。

しかしながら、近年、都市化、工業化の進展や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムの定着などが、環境に様々な負荷をもたらしており、それらを要因とする地球の温暖化や野生生物の種の減少等の地球規模の環境問題は、複雑化、多様化するとともに、その影響が広範囲に及んでいる。

自然環境が損なわれる状況が今後も続けば、やがて人間を含む生態系の存続を揺るがすような状況に至ることとなる。このため、現代の社会経済活動や生活様式のあり方を自ら問い直し、自然との共生が図られるように、生産と消費のパターンを循環型の持続可能なものに変えて、豊かな自然環境を将来にわたって維持していかなければならない。

こうした認識に立って、我々は、生態系の一員として生存していることを自覚し、生物多様性を確保しながら、自然と末永く共生できるように、人間活動を自然のバランスを崩さない範囲内にとどめるよう努力しなければならない。

言い換えれば、県民一人ひとりが健康で快適な生活を営むためには、豊かな自然が人間生活にとって必要不可欠なものであることを認識し、身近な自然を含めてその価値を適正に評価し、自然を大切にす精神を身につけるとともに、現在及び将来の県民が自然の恩恵を享受できるよう循環型の持続可能な社会経済システムの構築を目指し、人と自然との共生を積極的に図っていかなければならない。このような見地に立って、土地利用についても、自然環境の保全に十分配慮し、適切な規制と誘導を図り、豊かで快適な環境の創造に努めなければならない。

2 自然環境の概況と特性

本県は本州中部の太平洋岸に位置し、県の東北部では海拔200メートル以上の丘陵地を形成し、さらに長野県との県境では、1,000メートル以上の山地となっている。県の西部及び南部には、木曾川、庄内川、矢作川、豊川等によりつくられた平野が広がっている。海洋部は知多・渥美の二つの半島により伊勢湾、三河湾を形成し、湾口部等には島嶼が点在している。

地質的には、低平な平野部は沖積層や洪積層からなり、丘陵部は、第三紀層と花崗岩、花崗閃緑岩等を主としている。また、豊川、天竜川の谷に沿って通る中央構造線により大きく区分され、北西部には領家変成帯・美濃帯、南東側には三波川変成帯・秩父帯が带状に分布しており、本県の自然景観は、海岸美から、渓谷美に至るまで比較的变化に富んだものとなっている。

気候は、太平洋を流れる黒潮の影響を受けて一般に温暖で、夏期多雨、冬期少雨型となっている。

気候区分は大部分が暖帯に属するが、奥三河山地の一部が温帯に属する。

植生はほとんどが照葉樹林帯に属するが、平野部は古くから宅地、農地等として土地利用が進み、自然植生であるシイ・タブを中心とした植生は社寺林等にわずかに残っている状況である。一方、丘陵部から山地部においては、多くの部分がスギ・ヒノキを中心とした人工林となっているが、都市近郊の丘陵部を中心にコナラ・アベマキ等の二次林の地域も見られ、いわゆる「里山」を形成している。

植物種としては、気候条件や地形・地質などの本県の多様な自然環境を反映し、シデコブシ、シラタマホシクサなどの「東海丘陵要素」と呼ばれる東海地方特有の湿地、疎林に依存する多くの種が確認されている。

さらに、野生動物については、丘陵部や山地部を中心に哺乳類、鳥類、両生類、魚類、昆虫類等が比較的豊富に分布している。また、伊勢湾や三河湾の沿岸域の干潟や藻場には、多くの底生生物、魚類、鳥類等が生息しており、特に、庄内川・新川・日光川河口や汐川河口の干潟は、全国有数の渡り鳥の休憩地あるいは越冬地となっている。そのほか県内の各地には、学術上又は郷土的に貴重な生物も生息している。

このように、県内の各地域には、多様な自然があり、県民の生活や文化などとも密接に関連し、多くの恵みをもたらす貴重な財産となっている。

しかしながら、これらの自然は、近年の社会経済の変化や都市化の進展など、拡大を続ける人間の様々な活動により影響を受けて減少し、都市部周辺の身近な自然を中心に改変が進行している。

こうした状況の中で、自然環境の保全等に対する県民の関心は、ますます高まっており、残された自然環境を積極的に保全することが必要となっている。

3 自然環境保全等の基本的施策の方向

自然環境保全及び緑化の基本的施策は、県民の意思を十分反映するとともに、確保すべき適正な自然の質と量とを科学的に検討し、それを明確にしたものでなければならない。しかしながら、この種の施策の確立には、人間活動の限界の設定等極めて困難な課題を伴い、現在直ちに明確にできない状況のもとでは、自然環境の保全について将来に禍根を残すことのないよう先取りのなより積極的な姿勢で対処することが必要である。

すなわち、山地、里地、平地などそれぞれの自然について、人と自然の共生の観点から、現存する自然を適正に保護するとともに、生態系や生物多様性への十分な配慮の下、多様な緑を創出していくことも必要である。そのため、貴重な植生、野生動植物、地形、地質等のすぐれた自然は、次世代の財産として引き継がれるよう十分な面積にわたって保全を図るとともに、里山等身近な自然については、人と自然との共生の場あるいは人と自然とのふれあいの場として、新たな観点から保全を図っていくことが必要である。

また、自然を永続的に活用する営みである農林水産業に関しては、それが有する環境保全の役割を高く評価し、健全な育成を図る必要がある。

さらに、特に、緑の少ない都市地域を中心とする生活空間には、より健康で快適な環境を確保するため、積極的に緑を導入するとともに既存の緑を保全し、活用していくことも必要である。

こうした県土に存在する多様な自然を体系的に保全するためには、県民、民間活動団体、企業等とのパートナーシップを図るとともに、各種関係制度を有機的に運用しながら、国際的な協調を図り、取組を進めることも必要である。

以上の前提に立った当面の自然環境保全等の基本的な施策は、次のとおりである。

(1) 多様な自然の体系的保全

ア 野生動植物、地形、地質等で形成されるすぐれた自然地域、すぐれた自然の風景地、野外レクリエーションに適した自然地域、学術上、文化上価値の高い自然物等は、人間との関係において欠くことのできない良好な自然であり、適正に保護するとともに、必要に応じ復元、管理、整備する。

イ 一般的な自然環境を有する地域についても、1ヘクタールを超える規模の宅地の造成などの行為がなされる場合は、地域住民の良好な自然環境を確保するため、植生の回復等、自然環境の保全に努める。また、1ヘクタール以下の規模の行為についても、自然環境の保全が図られるよう事業者の協力を求めていく。

ウ 自然の物質循環に生産力の基礎をおく農林水産業が営まれる地域は、食糧、林産物をはじめとする資源の供給面だけでなく、県土の保全、水源のかん養、大気、水質の浄化等自然のバランス維持という面においても必要不可欠なものであり、その環境保全能力を適正に評価し、健全な育成を図る。

さらに、山地の森林は、十分な環境保全機能を発揮させるために、適切な管理を推進する。また、都市及びその周辺における農業地域は、自然環境保全上の重要な役割を有しており、都市の良好な環境を維持するためにも十分配慮する。

エ 身近な自然である里山、河川、ため池、干潟等は地域住民と自然とのふれあいの場として、また多様な生物が生息・生育する場として重要であるばかりでなく地域の環境保全の面で大きな役割を果たしており、適切に管理し、保全・利用を図る。

さらに、市街地内の樹林地等についても、適切に管理し、保全に努める。

オ 都市地域においては、生活環境の健全な確保を図るため、緑化を促進する。特に緑化が必要と認められる地区については、先導的にその緑化を推進する。また緑や水辺空間の回復・創出に当たっては、生物の生息・生育空間の管理・確保に努める。

カ 保全すべき自然地域は、その特性に応じて適切に管理されなければならない。このため、管理体制の整備に努めるとともに、必要な民有地の買上げ等に努める。

(2) 大規模開発行為における自然環境保全への配慮

自然環境に著しい影響をもたらすおそれのある大規模な各種の行為が行われる場合は、事業主体により必要に応じ、当該行為が自然環境に及ぼす影響を事前に把握し、その影響を回避・低減するための環境保全措置を優先的に検討し、その環境保全措置が困難であることが明らかなきは、代償措置等の適切な措置が検討されるよう努める。また、事業主体により、これらの措置が、事業計画に適切に反映され、自然環境への負荷の低減が図られ、住民をはじめとする関係者の理解と協力を得て事業が実施されるよう努める。

なお、行為後においても、自然環境の保全を図るための適切な措置が講じられるよう努める。

(3) 調査研究体制等の拡充

自然のメカニズムについては、解明されていない部分が極めて多いし、緑化については、その目的が多様であり、高度な緑化技術が必要とされる。したがって、生態系の保全、生物の生息・生育空間の創出技術や緑化技術等に関する研究を進めるため、調査研究体制の整備、研究開発の推進、研究者及び研究の成果を具体的施策に反映させる技術者の養成を図る。また、各分野での情報、標本資料等を収集し、一元的に提供できる情報システム等の構築に努めるとともに、展示・情報発信・教育的機能も備えたフィールドの確保や拠点の整備等に努める。

(4) 現況把握調査等の実施

自然環境の現状を的確に把握するため、植生、野生動植物、地形、地質等の調査や緑化のための基礎調査を実施する。さらに、絶滅のおそれのある種については、その実態を把握するための調査を実施するとともに、これらの調査結果を自然環境保全等に関する具体的施策に反映させる。

また、これらの自然環境保全等に関する調査結果については、可能な限り公表に努める。

(5) 普及啓発等の推進

自然環境の保全や緑化の推進を図るためには、県民一人ひとりが、自然に対する理解と認識を高め、自ら積極的に保護・保全に取り組むことが何よりも必要である。

このため、国、市町村、その他関係民間団体等との連携・協力の下に、学校や地域社会において自然環境保全に関する教育・体験学習の推進、指導者の育成等、あらゆる機会をとらえ自然環境の保全や緑化に関する知識の普及、思想の高揚に努めるとともに、幅広い県民運動の展開を図る。

(6) 民間活動団体への支援

自然環境の保全や緑化の推進を目的とする団体の健全な育成を図るため、自主的な学習及び実践活動に対して必要な情報提供等を行う。

(7) パートナーシップの形成

自然環境保全等に関する施策の策定・立案・実施に当たっては、幅広く県民の意見等を把握するための広聴施策を促進し、インターネットなども活用し、県民参加の推進を図る。また、県民、民間活動団体、企業、行政といった環境保全の取組を行う各主体間のパートナーシップを形成することにより、地域を挙げた自然環境保全活動を推進する。

(8) 野外レクリエーション施策との調整

自然とふれあう健全な野外レクリエーションは、県民生活において重要な役割を果たしている。しかし、その施設が一定の地域に過度に集中すれば、すぐれた自然を破壊するおそれもあるので、自然環境の適正な保全を図る立場から野外レクリエーション施策との調整を図る。

(9) 国際協力の推進

地球的規模の環境問題の広がりに対応するため、従来からの研修生・調査団の受け入れや専門職員の出遣等の国際協力に加えて、自然環境保全のためのデータやノウハウの蓄積に努め、諸外国との情報交流を進めるとともに、人的交流等の充実に努める。

(10) 関係行政部門との連携・強化

ア 愛知県環境基本計画等各種自然環境に関連する計画との連携を相互に図り、自然環境の保全及び緑化の推進に努める。

イ 自然環境保全とかかわりを持つ県の関係部局は、土地利用や環境に関する会議等において、自然環境の適正な保全を推進するため、相互に連絡調整を図るよう努める。

ウ 県内の自然環境保全等施策が円滑に進められるように市町村行政との連携を図る。

さらに、県域を越えた広域的な対処を必要とするものについては、隣接県や中部各県との協力体制の確立に努める。

以上のような自然環境保全施策や緑化施策は、県民の理解と協力の下に、市町村、民間団体などとの連携を密にし、恵み豊かな自然を将来の世代に引き継ぐという共通認識を持ち、国の施策とあいまって、強力に展開しなければならない。このためには、開発行為に対する規制・指導、土地のもつ公共的性格の重視などについて、積極的に対処しなければならない。同時に、県土の保全とその他の公益との調整に留意しながら、自然環境の保護・保全のための負担の公平化、地域住民の生業の安定及び福祉の向上、財産権の尊重等のため必要な施策を総合的見地から講じていく必要がある。自然の恩恵の享受と保全に関し、受益と負担の両面にわたって社会的公正が確保されてこそ、自然環境の適正な保全が図られるものである。

第2章 愛知県自然環境保全地域の指定等に関する基本的事項

愛知県自然環境保全地域は、すぐれた自然を保全するために指定するものであり、県民の良好な生活環境又は生態系を維持する上に重要な部分を占め、「自然環境保全等に関する基本構想」に基づき、県土全域を対象として適正に選定され、保全されなければならないが、それらについての基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 愛知県自然環境保全地域の指定方針

次の(1)に掲げるすぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域等で、一定の広がりをもつものについて、農林漁業等地域住民の生業の安定、福祉の向上等自然的社会的諸条件を配慮しながら、指定を図るものとする。特に(2)に掲げる地域については、速やかに指定を図るものとする。なお、その指定に当たっては、当該地域に係る住民及び利害関係人の意見を十分聴いて行うものとする。

(1) 愛知県自然環境保全地域指定の要件

ア すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）

イ 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域

ウ その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域ニ植物の自生地、野生動物の生息地若しくは繁殖地又は樹齢が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域

(2) 愛知県自然環境保全地域指定の優先基準

ア 人の活動による影響を受けやすい湿原、海岸植生等の弱い自然で、ひとたび破壊されると復元困難な地域

イ 自然環境の特徴が特異性、固有性又は希少性を有するもの

ウ 当該地域の周辺において開発が進んでおり、又は急激に進行するおそれがあるために、その影響を受け、すぐれた自然状態が損なわれるおそれのあるもの

2 愛知県自然環境保全地域の保全施策

愛知県自然環境保全地域の保全対象である特定の自然環境を維持するため、自然環境の状況に対応した適正な保全を図り、必要に応じて積極的な復元を図るものとする。

- (1) 当該地域の生態系構成上重要な地区及び生態系の育成を特に図ることを必要とする地区又は特定の自然環境を維持するため特に必要がある地区等で、保全対象を保全するために必要不可欠な核となるものについては、その必要な限度において、特別地区に指定し、保護を図るものとする。
- (2) 当該特別地区における特定の野生動植物で稀有なもの、又は固有なものを保存する必要がある地区については、野生動植物保護地区を指定し、保護を図るものとする。
- (3) 普通地区については、それが有する緩衝地帯としての役割が十分維持されるよう保全を図るものとする。
- (4) 当該地域内において自然環境に損傷が生じた場合には、当該自然環境の特性と損傷状況に応じ、速やかに復元又は緑化を図るものとする。
- (5) 当該地域が小面積である場合には、地域外と接する部分の取扱いに特に注意を払い、必要に応じて樹林帯等を造成し、保護を図るものとする。
- (6) 当該地域においては、現地管理体制を確立し、適正な保全を図り、必要な保全事業を実施するものとする。
- (7) 当該地域において、保全対象を保全するために特に必要な土地又は木竹の公有化を図るよう努めるものとする。
- (8) 県土の保全その他の公益との調整、住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮するものとする。

3 愛知県自然環境保全地域と愛知県立自然公園等との調整

- (1) 愛知県自然環境保全地域の指定は、自然公園の区域外において行うものとする。ただし、現に愛知県立自然公園の区域に含まれているすぐれた自然の地域にあっては、当該地域の自然の特質、周辺の自然的社会的諸条件を検討し、特に必要があると認められる場合においては、愛知県自然環境保全地域に移行させるものとする。
- (2) 都市計画区域においては、愛知県自然環境保全地域の指定は、原則として市街化区域については行わないものとし、その他の区域については、良好な都市環境の形成を目的とする緑地保全地区と重複しないようにする等の調整を図りつつ行うものとする。

第3章 身近な自然環境の保全に関する重要事項

1 身近な自然環境の保全の必要性

雑木林に代表される里山やその周辺の農地、草地、水辺等の身近な自然は、多様な生物が生息・生育する場であるとともに、自然のバランス維持という環境保全機能などを有するほか、人々に潤

いと安らぎを与えてくれるものとして、再認識され、地域の快適な環境の創造にとっても、ますます重要となってきた。

こうした観点から、今後は、このような身近な自然に対しても、貴重な財産として将来の世代に継承していくため、その地域特性に応じ生態系の保全に配慮して、十分な自然保護施策を講じるとともに、適切な維持管理や効果的な活用について検討することが必要である。

2 身近な自然環境の保全に関する施策

里山の適切な利活用、自然環境を豊かにする野鳥や小動物等とのふれあいができる環境の保全・創出、さらに自然との共生が実感できる場の保全・整備を積極的に進めるものとし、その施策は、おおむね次のとおりである。

(1) 里山等の自然は、人と自然との長年にわたるかかわりの中で形成されてきたものであり、多様な生物が生息・生育する場としても重要な自然であるので、新たな里山と人との関係を築き上げ、自然環境に配慮した利用と適正な保全に努める。さらに、人と自然とのかかわりを体験できる場の確保に努める。

(2) 河川、ため池、干潟等の水辺環境は、陸地と水面の接する特有な環境を有し、地域の多様な生物を育む重要な自然であるので、地域の自然の核として、また自然とのふれあいの場として、その確保に努める。特に、自然の少ない市街地周辺に残された河川敷、ため池、水路等については、生物の生息・生育空間として、その保全・回復・創出に努める。

また、公共工事等の実施に当たっては、生物が生息・生育し続けられるよう生態系への配慮に努める。

(3) 特に、豊かな生態系を有しており、自然とのふれあいや環境教育の場として適している地域については、将来的に保全すべき地域として位置付け、地域住民、関係市町村などの協力を得て、その保全に努める。また、身近な自然環境の保全には、地域住民等の自発的な活動の盛り上がりが見込まれているため、県民等の自主性を尊重しながら活動体制の確立、活動の場や情報の提供等の支援を積極的に進める。

第4章 緑化の推進に関する重要事項

1 緑化の必要性

森林や樹木などの緑は、人々に潤いと安らぎを与えるとともに、快適な生活環境を構成する要素として、また、私たちの多様な活動の基盤として、年々その重要性を増している。最近では地球の温暖化や熱帯雨林の減少など地球環境問題の顕在化や社会情勢の変化によって、緑がもたらす恵みが大きく見直されている。

さらに、公園や街路樹などの都市の緑、農地や里山などの近郊の身近な緑、森林などの山間の緑といった様々な緑は、人間生活にとって必要な経済的価値、国土保全的価値、保健的価値など多方面の効用に加えて、生態系の保全や人と自然との共生という観点からも不可欠な存在であり、その保全・確保が重要となっている。

したがって、我々が健康で文化的な生活を維持するための環境緑化は、既存の都市地域における生活環境を整備する最も有効な手段である。また、新市街地の形成、企業立地等における環境緑化

は、県民共有の社会資本を充実する上において必須の条件となる。

さらに、既存の緑を適切に保全・活用して、次世代に残していくことも重要である。

もとより、これらは、国の施策とあいまって、県、市町村及び民間事業者等の積極的な参加と協力のもとに取り組まなければならない。

2 緑化の推進に関する施策

快適な生活環境の形成に資するため、都市地域を中心とする生活空間に多様で質の高い緑を積極的に創出する。また、身近な緑の保全や活用にあたっては、自然環境に配慮した各種緑化施策を実施するとともに、県民や民間事業者の自主的な行動によって緑化活動が展開されるような土壌づくりを目指す。このため、各種関係制度を有機的に運用することとし、その施策は、おおむね次のとおりである。

- (1) 緑豊かなまちづくりを推進する。
 - ア 公共施設の緑化を推進する。
 - イ 民有地や民間施設の緑化を促進する。
 - ウ 家庭における緑化を促進する。
- (2) 既存の緑の保全・活用を図る。
- (3) 緑化推進地区を指定し、先導的に地域の緑化を図る。
- (4) 緑化協定を締結し、事業所等について緑化を促進する。
- (5) 緑化木の需給対策を推進する。
- (6) 緑化に関する調査研究を実施する。
- (7) 緑化を推進する団体や組織の育成等に努める。

あいちのみどり2025
(愛知県緑化基本計画)
(2021年度～2025年度)

2021年3月

愛知県農林基盤局林務部森林保全課

〒460-8501
名古屋市中区三の丸三丁目1-2
電 話 (052)961-2111 内線 3768, 3769
(052)954-6453 (ダイヤルイン)
FAX (052)954-6937